

平成30年3月12日

津田委員：県民のほうから選挙無効の提訴が行われたときに、裁判として、無効だという可能性を排除することができるのかということの説明をいただきたいと思いますが、議会事務局のほうに。

長崎政策法務監：委員からは、選挙が無効になる可能性という質問ということよろしいでしょうか。今回、可能性としては、議会事務局としてはあるのではないかと考えております。

平成 30 年 3 月 14 日

(稲垣課長)

12 日の条例案の違法性に係る答弁でございますけれども、12 日に委員長の方にですね、判断を伴うような答弁は控えるようにというふうなご指示ございました。

にもかかわらずですね、違法の可能性があるとというふうな判断を伴った答弁をしてしまいました。

答弁の真意といたしましては、この種の解釈においてはですね、絶対的なものはないというふうな趣旨の発言でございましたけれども、そもそも違法かどうかは司法が判断するものでございまして、我々の真意から外れた誤解を生じる恐れがあるということで、不適切な発言であったと思っております。

したがって、撤回をさせていただくとともに、司法判断になるので、可能性があるかどうかも含めてわからないと、いう答弁に修正させていただきたいと思っております。

平成30年3月12日

(津田委員)

県民のほうから選挙無効の提訴が行われたときに、裁判として、無効だという可能性を排除することができるのかということの説明をしていただきたいと思いますが、議会事務局のほうに。

(長崎法務監)

委員からは、選挙が無効になる可能性という質問でよろしいでしょうか。今回、可能性としては、議会事務局としてはあるのではないかと考えております。

~~~~~

(津田委員)

他のケースすべて私も今回ちょっと読ませていただいたんですが、今回45のケースは人口比定数と実際の定数がかけ離れて差があることが非常に問題だと思いますが、この件については、ちょっと置いておきますけれども、もし仮に、選挙無効の提訴が行われて、負けた場合、我々議員は資格を失う。これはまあいいです。で、選挙はもう1回やらないといけないということなんですが、その間に、決められた条例だとか予算案についてはどのようなことになるのか。

(稲垣課長)

まず、選挙無効かどうかという話ですけれども、今回のケースが選挙無効になるかどうかというのは、それはやってみないとわからないということになります。ですので、このケースが必ずそういうふうなことになるというわけでは、まずない。

それから、選挙無効になった場合、どうなるかということですが、実は今、選挙無効という裁判は今、判例はない。そうなったときにどうなるかというのも、これもちょっと裁判官がどう判断するかということになってくる。最悪のケースですと無効が遡及され、議決したものが無効になるということも最悪は考えられるということになると思います。